

学校園の働き方改革にご協力をお願いします。

日頃より、本市学校園の教育活動にご協力いただきありがとうございます。
「教育は人なり」と言われるよう、教員の存在は学校教育に欠かせません。しかしながら、子どものためなら長時間勤務もいとわないという働き方で、教員が疲弊するのであれば、それは子どものためになりません。

現在、時間外勤務が年間360時間をこえる教職員が52.9%(令和5年度)を占めるなど、本市教職員の長時間勤務が大きな課題となっています。教員が教員本来の業務に専念することができ、心身ともに健康で笑顔で子どもに向き合うことができるためにも、学校園の働き方改革にご理解とご協力をお願いします。

○準学校閉庁日の試行実施（冬季休業期間）

令和6年度、本校は12月27日(金)実施します。

※外部からの対応は行わない日となっています。期間中の連絡、問い合わせは本校（園）ホームページに掲載の各種相談窓口一覧を参照ください。

○定時退勤日の推進

毎週水曜日は定時退勤日として、勤務時間終了後、速やかに退勤します。

※教職員の勤務時間は、通常、平日の午前8時30分から午後5時ですが、学校園によって異なります。

※幼稚園の預かり保育を担当する教職員や、夜間学級及び定時制の課程に係る教職員の勤務時間は上記時間と異なります。

※中学校においては部活動指導等により、設定日が異なる場合があります。

○自動音声による電話応答時間の設定

平日の午後6時から翌日午前8時まで（原則）

※本市教職員の勤務時間は、通常、平日の午前8時30分から午後5時までのため、上記時間帯以外であっても自動音声の場合があります。

※部活動を実施している平日は、各学校によって設定時間は異なります。

※緊急の場合は各学校のHPに掲載されている各種相談窓口にお問い合わせください。

○勤務時間への配慮

教職員の勤務時間は、通常、平日の午前8時30分から午後5時まで（学校園によって異なります。）です。また、日曜日及び土曜日は、週休日としています。教職員の長時間勤務の改善や休日の確保にご理解をお願いします。

※平日の早朝や夜間、休祝日は、不要不急の要件について、学校園へのお電話はお控えください。

※懇談などの設定は、教員の勤務時間にご配慮ください。

※勤務時間外の対応や夜間の見回り、地域行事への参加等について、管理職からご相談させていただく場合があります。ご配慮くださいますようお願いいたします。

○その他

学校外での生活に起因する問題については、学校として対応することが困難な場合があることをご理解ください。